

岡山県県民生活部人権・男女共同参画課  
(制定) 令和2年3月3日  
(改定) 令和6年2月28日  
(改定) 令和6年4月1日

## おかやまUDアンバサダー登録制度実施要領

(目的)

第1条 岡山県が推進する「すべての県民が明るい笑顔で暮らす岡山」を目指して、UD(ユニバーサルデザイン)の考え方や県内における取組事例などをより多くの県民に発信することができる「おかやまUDアンバサダー(魅力発信大使)」を登録し、おかやまUDアンバサダーが最新のUD情報やそれぞれの活動状況を共有することによって、県民主体の活動の輪をさらに広げることを目的とする。

(用語の定義)

第2条 この要領における用語の定義は、次に定めるところによる。

- (1) 「おかやまUDアンバサダー」とは、おかやまユニバーサルデザイン推進指針(平成16年3月制定)に基づき、各種講座やSNSなど様々な場においてより多くの県民にUDの魅力を発信する志を持った者で、別紙「おかやまUDアンバサダー登録者名簿(以下「登録者名簿」という。)」に記載された者を指す。
- (2) 「おかやまUDジュニアアンバサダー」とは、おかやまUDアンバサダーのうち18歳未満の者を指す。
- (3) 「受託事業者」とは、県が実施するユニバーサルデザイン協働のパートナー事業を受託する事業者を指す。
- (4) 「県等」とは、県及び受託事業者を指す。

(対象者)

第3条 おかやまUDアンバサダーの登録の対象者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

(1) 登録を希望する年度の前の年度において、県等が開催するおかやまUDアンバサダー養成講座のうち3回以上受講した者

(2) 平成18～20年度に県が開催したUDカレッジを受講してUDリーダーの資格を取得し、かつ登録を希望する年度の前の年度において県が指定する更新講座を受講した者

(登録の方法)

第4条 おかやまUDアンバサダーとして登録を申請する者（以下「申請者」という。）

は、「おかやまUDアンバサダー登録・更新申請書（様式第1号）」及び「おかやまUDアンバサダー登録（承諾）票（様式第2号）」を受託事業者に提出するものとする。なお、おかやまUDジュニアアンバサダーの登録の申請に際しては、保護者の同意を得るものとする。

2 受託事業者は、前項により提出された書類（以下「申請書類」という。）を受理したときは、内容について審査し、適当と認めるときは登録者名簿を作成して申請書類とともに知事へ提出する。

3 知事は、前項により提出された申請書類及び登録者名簿の内容を確認の上、適当と認めるときは当該申請者をおかやまUDアンバサダーとして認定し、「おかやまUDアンバサダー登録証（様式第3号）（以下「登録証」という。）」を発行し受託事業者に送付する。

4 受託事業者は、前項で送付された登録証を当該申請者に交付する。

(登録事項の変更)

第5条 前条により登録者名簿に記載された者（以下「登録者」という。）は、同条第1項で提出した「おかやまUDアンバサダー登録（承諾）票（様式第2号）」に記載した内容に変更が生じた場合は、速やかに「おかやまUDアンバサダー登録事項変更届（様式第4号）」により受託事業者へ届け出なければならない。

2 受託事業者は、前項の規定による届出があったときは、登録者名簿の内容（当該届出

に係る部分に限る。) を変更の上、知事に報告するものとする。

(登録の有効期間)

第6条 おかやまUDアンバサダー登録の有効期間は、第4条第3項により知事がおかやまUDアンバサダーに認定した日が属する年度の3月31日までとする。ただし、次条により登録者が登録の更新の手続きをし、知事がこれを適当と認めるときは、登録の有効期間は1年間延長されるものとする。

(登録の更新)

第7条 登録の更新を受けようとする登録者は、県が指定する更新講座を受講し、「おかやまUDアンバサダー登録・更新申請書(様式第1号)」を受託事業者に提出しなければならない。

2 第4条第2項から第4項までの規定は、登録の更新について準用する。

(登録の辞退)

第8条 登録者は、その登録を辞退しようとするときは、速やかに「おかやまUDアンバサダー登録辞退申請書(様式第5号)」を受託事業者に提出しなければならない。

2 受託事業者は、前項の規定による提出があったときは、登録者名簿から当該登録者を削除した上で登録証を回収し、知事に報告するものとする。

(登録の取消)

第9条 知事は、登録者が次の各号のいずれかに該当すると認める場合は、その登録を取り消すことができる。

(1) 第3条に掲げる要件を満たさないことが判明した場合

(2) 偽りその他不正な手段による登録が判明した場合

(3) 第13条に掲げる責務及び遵守事項に反した場合

(4) 県民に不利益を与える等の不当行為、その他おかやまUDアンバサダーとして不適当と認められる事由が判明した場合

(5) その他知事が認める場合

2 知事は、前項により登録を取り消したときは、受託事業者に登録を取り消した旨を通知するものとする。

3 受託事業者は、前項の規定による通知を受けたときは、登録者名簿から当該登録者を削除した上で登録証を回収するものとする。

(再登録)

第10条 前条により登録を取り消された登録者は、登録削除の日から1年間は再登録を申請することができない。なお、知事が特に認めた場合はこの限りでない。

2 知事は、登録取り消しの理由に応じ、再度同様な事態になる恐れがあると考えられる場合は、再登録を認めないことができる。

(個人情報の取扱い)

第11条 県等は、第4条から前条までにより登録者が提出した書類から知り得た情報(以下「個人情報」という。)を岡山県個人情報保護条例に基づいて取り扱うこととし、主に次の目的で利用する。

(1) おかやまUDアンバサダー養成講座の開催案内を送付するため

(2) おかやまUDアンバサダーとして講座での登壇を依頼するため

(3) おかやまUDアンバサダーとしての活動に係る資料を送付するため

2 県等は、個人情報のうち登録者が公表することを承諾した登録項目に限り、県ホームページへの掲載等により公表する。

3 県等は、第5条第2項により登録者名簿の内容を変更したとき又は第8条第2項及び第9条により登録者名簿から当該登録者を削除したときは、県ホームページへの掲載等についても変更又は削除するものとする。

4 県等は、申請書類及び個人情報について、当該登録者に係る登録の有効期間が満了した日から5年間保管した後、適正に処分する。

(費用負担)

第12条 知事は、登録者が行う講座やSNSを使った発信等、UDの啓発活動に要す

る費用については、これを負担しない。

(登録者の責務)

第13条 登録者は、講座やSNSを使った発信等、UDの啓発活動を行うに際して、次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) UDの最新情報の収集に努め、自分の思い込みや誤った情報を伝えないこと。
- (2) 特定の個人・団体・企業等を中傷、攻撃しないこと。
- (3) SNS等で画像や動画を使った情報発信を行うときは、事前に承諾を得た上で撮影し、背景に映り込む人の顔・社屋看板等にも十分配慮すること。
- (4) おかやまUDアンバサダーとして活動するときはもちろん、日常生活においてもUDマインド(優しい想像力)を心がけること。

(活動状況の徴求等)

第14条 県等は、登録者が行う講座やSNS等による普及啓発の内容について、登録者に対し活動状況の報告を求め、必要に応じて調査・指導を行うことができる。

(その他)

第15条 県等は、この要領に基づく登録者に対しておかやまUDアンバサダー養成講座等への登壇の機会を保障するものではない。

(雑則)

第16条 この要領に定めるもののほか、運用に関し必要な事項は知事が別に定める。